

徳島県規則第七十八号

徳島県商工労働観光関係手数料条例施行規則を廃止する規則を次のように定める。

令和二年七月十七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県商工労働観光関係手数料条例施行規則を廃止する規則

徳島県商工労働観光関係手数料条例施行規則（平成二十三年徳島県規則第四十一号）は、
廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。